

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第6回） における主な意見

1. 関係府省ヒアリング

「最近の知的財産権を巡る諸論点について」（経済産業省 特許庁）

- ・意匠に関するヘーグ協定への加入や新しい商標の問題は重要であるが、意匠については抜本的な取組が必要である。エンフォースメントの観点からの議論も重要である。職務発明も、企業が現行制度に問題があると考えていることを謙虚に受け止めるべき。
- ・ヘーグ協定への加入は時間的な目標をもって進めてもらいたい。類否性判断の予見性は重要な問題。国内・国際的にも判断基準にブレがあり、意匠権・商標権を活用しづらい。
- ・産業構造が国際水平分業になっている。国際水平分業された知財システムはグローバルでどのようにすればよいのかを俯瞰的に考えてほしい。

「人材の移動による技術流出に対する企業の対応について」（経済産業省 知的財産政策室）

- ・技術流出は、物、人、電子情報を介して発生しており、どのように流れるかの分析が必要である。
- ・流出というとマイナスイメージだが、技術の伝搬がないと技術的な進歩はない。逆に、人財流入をどのように行うかも重要な論点である。
- ・人の移動の問題は、基本的には、企業の競争に任せるべき。

2. 「知財計画2012」骨子に盛り込むべき事項（案）について

「第1. グローバル時代の知財システムを追及する。」について

- ・「多次元」、「複合的」及び「総合的」の使い分けについて、全体を通して、「多次元」な知財マネジメントが共通していると思うが、後半では「総合的」が多く使われている。多次元な知財マネジメントを総合的に利用するという意味なのか。「多次元」をかき括弧付きにした理由は何か。
- ・「特許制度の国際調和のリード」について、「リードし、世界に向けて提言する」では、言いっ放しである点で変わりがないのではないか。
- ・人財育成なども合わせてサービスの向上の観点から整理するべき。エンフォースメントに関して取り組むべき。「特許権の安定性の向上」の施策は内容が把握しにくい。
- ・画面デザイン問題は、多くの人の意見を聞くと進められなくなるだろう。エンフォ

ースメントも重要である。日本ではエンフォースメントが上手くいっていないので、米国に比べて魅力がない。

「第2 .イノベーションを創成するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する。」以降について

- ・「効率的な研究活動への枠組みの推進」の施策の記載は分かりにくい。もっとリサーチ・アドミニストレーターを強調することが必要である。文部科学省でもリサーチ・アドミニストレーターに絞っているので整合性をとるべき。
- ・「営業秘密の管理に関して周知させる」という表現があるが、営業秘密の管理に限定しないで、技術を呼び込むニュアンスまで含めた方がよい。
- ・著作権でも同様の問題がある。権利を使いやすくして大きく産業を育ててパイを大きくし、権利者にも利益還元がある仕組みを構築することは重要。
- ・営業秘密や著作権を含む知財権のオープン、クローズを使いこなす・使い分けることに踏み込んで書いてほしい。
- ・営業秘密に関する大学における普及啓発については、心強い施策であり、実効性のあるものにしてほしい。中小企業のグローバル展開について、出願費用の補助の政策があるが、ニーズが大きく、予算不足の状態である。多くの中小企業が補助を受けられるように、より充実したものとしてほしい。模倣品対策のセミナーについても、すぐ定員に達してしまうため、同様に充実させてほしい。

全体について

- ・知財マネジメントを研究・分析する「場」とあるが、具体的に明示すべき。知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進についての施策の書き振りは少し弱いのではないか。
- ・これまで目に見えるものを知財権で保護してきたが、クラウドの時代になり、サーバー側が見えなくなる中で権利行使をいかにするべきなのか。また権利を取得するとしてもクラウドを利用した発明をいかにクレーム化するのか。今後問題となるのではないか。
- ・米国の特許制度は日本より柔軟である。クラウドのようなものも、まずは米国で保護されるのではないか。エンフォースメントの観点でも、見えない部分については、ディスカバリー制度が活用できるのかもしれない。
- ・ベンチャー企業にとって、論文でも特許出願を受け付けてくれる米国の制度は魅力的である。

(以上)